

財團法人明治聖德記念學會紀要 第參拾貳卷

研 究

(本紀要所載文章は凡て署名者の責任にして本會の意見を代表するものに非ず)

御巫清直大人と大神宮本記歸正鈔

文學博士 加 藤 玄 智

御巫清直大人(一八一二—一八九四)は伊勢外宮の神官であつて、夙に我が古典に精通し考證の學に詳しかつたことは、今更暇々を要せぬ所、學界周知の事實であらう、其學は徒に間口のみ廣くて、奥行

御巫清直大人と大神宮本記歸正鈔(加藤)

の足らぬ今日の學者とは、全然撰を異にし、一向興行の深い學問を以て、畢生の理想とせられたのである、換言すれば、大人が朝夕奉仕せられてをつた伊勢神宮に關する史的研究に關しては、微に入り細に亘らなければ已まぬ概があつた、そこで人或は大人の學問の餘りに一局部にのみ片寄れることを嗤笑して、井蛙の學だと漫罵した時、大人は、極めて平靜に

これは適評だ、我は固より井蛙だ、それだから、まあ、自分の任んでをる井戸水の性質由來でも能く精査して置かう、神宮に奉仕してをり乍ら神宮の事さへ知らない者もあるが、之れは井蛙にも劣つた恥かしいことだ、我は井蛙となつて井蛙の本分を盡さう

と云はれ、その門人等に謀り社中を蛙聲の閣々に擬して、閣々社とさへ號けられた、以て大人の人と成りを見る可きである、大人はどこ／＼迄も、綿密精緻、一局部で善いから、徹底的に研究すると云ふことを好まれたのである、廣く淺くよりも、狭く深くと云ふことを理想とせられたのである、此理想の實現として、大人の大神宮に關する著書は實に汗牛充棟も管ならざるに至つた、今此點を立證し且つ大人を通して太神宮の研究に従事せんとする人の便宜上、左に大人自著の書目を紹介する、冀くは、斯かる名著が徒に筐底、蠹魚の貪食に委せられず、清直大人の全集として、一日も早く世に出で、我が學界を補益することの結果を齎らさんことを翹望して止まないものである。

# 御巫清直大人著書目錄

一	大神宮本記歸正	壹	冊
一	大神宮本記歸正鈔 (元治元年成)	六	冊
一	皇大神宮御遷行事略	壹	冊
一	神朝本記	壹	冊
一	神朝尙史	參	冊
一	逸大同本記	壹	冊
一	豐受大神寔錄	壹	冊
一	豐受神靈由來或問	壹	冊
一	二宮相殿神考證	壹	冊
一	神宮行幸辨	壹	冊
一	御饌殿事類鈔	壹	冊
一	神封通考	壹	冊

御巫清直大人と大神宮本記歸正鈔 (加藤)

一 神政沿革通考

壹

冊

一 大神宮政印圖說

壹

冊

一 外宮諸祭祝詞訓點

壹

冊

一 二宮神嘗祭由貴御饌供具舊儀勘注

壹

冊

一 二宮由貴供具辨正

壹

冊

一 神嘗祭御遊考實

壹

冊

一 大神宮臨時祭鈔

壹

冊

一 神宮私幣考辨

壹

冊

一 延喜式器皿抄

壹

冊

一 陶土師器皿抄

壹

冊

一 心御柱奉飾秘記辨批

壹

冊

一 齊柱奉堅故實

壹

冊

一 兩宮殿舍丈尺古儀見込論辨

壹

冊

一 兩宮殿舍位置考證圖

貳

枚

- 一 御形考證
- 一 玉垣荒垣附蕃垣勘文
- 一 二宮御裝束神寶通証
- 一 二宮相殿神別宮御裝束神寶通証
- 一 鷄尾琴考
- 一 五度假殿類說
- 一 掌祀啓微
- 一 宮廻神在地勘文
- 一 二宮櫪御馬勘文
- 一 神廷史料
- 一 外寇御祈部類
- 一 二宮管社沿革考
- 一 豐受大神宮四至考
- 一 外宮御城境界之事

御巫清直大人と大神宮本記歸正鈔 (加藤)

壹 壹 五 壹 八 壹 壹 壹 壹 壹 貳 貳 壹 壹  
冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊

御巫清直大人と大神宮本記歸正鈔 (加藤)

一	神界海濱之圖	壹	枚
一	三河考	壹	冊
一	神境合戰類聚小補	壹	冊
一	齊宮寮考證	壹	冊
一	同圖	參	枚
一	離宮院考證	壹	冊
一	國崎神戸事蹟鈔	壹	冊
一	大神宮司補任次第	壹	冊
一	伊勢國造世系考	壹	冊
一	荒木田度會二氏出自考	壹	冊
一	大宮司河邊家系圖	壹	冊
一	神人眼睫譜	壹	冊
一	御巫內人次第	壹	冊
一	倭姬命御事蹟類証	壹	冊

- 一 尾部御陵記原
- 一 訂正延喜祝詞式
- 一 校合中臣祭文
- 一 祝詞式注譯新年祭
- 一 修 祓 次 第
- 一 御巫内人月例今式
- 一 由貴  
初午 御巫勤仕要錄
- 一 不 工 獨 語
- 一 御巫職相承補任記
- 一 馬工記 從天保九年  
至明治廿七年
- 一 馬 工 要 集
- 一 御巫職雜事拾遺
- 一 御巫内人初午祭供奉記
- 一 御巫常祀類纂

御巫清直大人と大神宮本記歸正鈔 (加藤)

壹 壹 壹 貳 七 壹 壹 壹 壹 壹 壹 壹 壹 壹 壹

冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊

御巫清直大人と大神宮本記歸正鈔 (加藤)

- 一 造宮祭物沿革考
- 一 類聚遷宮雜例
- 一 度會大國玉比賣社祭祀請物帳
- 一 古風土記殘文抄錄
- 一 伊勢國式內神社檢錄
- 一 歌合畫題新名所考
- 一 田丸事蹟鈔
- 一 田丸城沿革考
- 一 岩出祭主舊蹟圖考
- 一 大神宮寺排斥考
- 一 熊野古緣起考註
- 一 木本庄司世嗣考證
- 一 伊賀鳳凰寺村陵墓考
- 一 麻奈井神社考

壹 壹 壹 壹 壹 壹 壹 壹 四 壹 壹 九 壹  
冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊



- 一 濱成卿事蹟類聚
- 一 關東一宮由緒畧記辨
- 一 夷社八幡社神遷行事記
- 一 黃袍制度
- 一 度地圖解
- 一 白庭餘葆
- 一 舊事記折疑
- 一 喪儀類証
- 一 神民葬式
- 一 言彙
- 一 徵古文府
- 一 備忘錄
- 一 祝詞文集
- 一 攝社詣

御巫清直大人と大神宮本記歸正鈔 (加藤)

壹 壹 拾 參 八 壹 貳 壹 壹 壹 壹 壹 壹 壹 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊 冊

一 七 栗 紀 行

壹 冊

一 新續大神宮神祇百首

壹 冊

一 歌 集

拾 七 冊

以 上

大人は伊勢神宮に奉仕する身の本分として、神宮に關する事項は、大小何に呉れと無く研究して置かなければ相濟まないと云ふ意向だから、早く既に十八歳の年少時を以て倭姫命世記の本文批評に没頭せらるゝに至つたのである、而して是れ實に先生畢生の力作であり、有益なる研究である、倭姫命世記は既に吉見幸和の五部書說辨中に、その本文批評の端緒は開かれて居つたのであるが、大人の如く精細なる研究に一機軸を出した攻究は他に類例が無いと云つてよからう、大人は倭姫命世記が如何に後世の附加があつて玉石混淆してをるにせよ、その今日の倭姫命世記の本来となつた書物は、大神宮本記であつて、之れは相當價値の有る舊記であると云ふことを立證されんとしたのである、換言すれば吉見幸和に依つて一度開始された倭姫命世記の本文批評は、大人に至つて、一層深刻さを増したのである、此に於て大人は大人畢生の努力たる倭姫命世記の研究を大神宮本記歸正鈔と名づけた

本とらで末のみ摘むは世の人の

こゝろなりけり紅の花

と詠せられたのは、こゝにその懷を述べられた結果である、實に本居宣長の畢生の大業は古事記傳に在り、カントの一生の偉業が「理性批判」に在つた如く、御巫清直の畢生の力作は大神宮本記歸正鈔に在つたのである、余は偶本年の春、伊勢に遊び、大人の孫御巫清直白氏を訪ふて清直大人の全稿を一見し、歸正鈔を拜觀するに及んで、益此感を深くせざるを得なかつたのである、今、後學研鑽の資にも思つて、清直大人が如何なる精神と目的とを以つて、如何なる方法で、學者間に異論多き偽書と一蹴し去らるゝ倭姫命世記を研究せられたかの一斑を示さんが爲めに、歸正鈔の叙由一節を左に抜抄して此稿を結ぶこととする。

神宮の史籍數百部在中に此書はも最極の舊典にして、其名を大神宮本記（略しては神宮本記とも又本記とも云ふ）又は太神宮神祇本記（略しては神宮神祇本記とも又神祇本記とも云ふ）又は神代本記とも稱し、上下に分て二卷とす、但何人の撰なりや其時代も詳ならされと、天平神護の以前に撰述して在たる証は、大神宮諸雜事記に云く「天平神護二年十二月十八日夜子時、宮司神館五間萱葺二字火飛來、既以燒亡畢、伴燒亡間、日本紀二部神代本記二卷當年以往記文及雜公文燒失畢」と載せ、又、弘安九年太神宮參詣記にも「天平神護元年乙十二月十八日夜子尅に虚空より火もえきたりて、大神宮大

庭のほか、乾のすみに侍へりし禰宜の神館五間の屋二字やけ侍しかとも、宮中に及はず、其時本日本記後大記惣して二部神代本記二卷、其外當年以往の記文及雜公文等皆悉燒失」と見えたり、二記少異はあれとも神代本記二卷燒失とあるは一致なれば、此前に撰せし書なる事疑なし、其後大同元年に注進せし二宮神事本記は此書に據て文を成せり、然ばかり典故の要須なりしかど、何時の頃よりか全部は亡ひて、稍々其殘缺を傳へ來れり、然るを後人其逸文を取て、日本書紀・延喜式・古語拾遺及儒佛の書等を混合し、終に一部に編纂して倭姬命世記と號し、神護景雲二年禰宜五月麻呂の撰集する所とす、其記の跋に大治四年十二月廿七日書寫すとあるを以て見れば、大治四年以前に偽作せし事著明なり（其偽造者は伊雜宮に奉仕せし磯部氏人にて、大治二三年の間の作爲ならむと察知せらるゝ由あり、伊雜宮の條并御形事の條に委く辨明す）。如是、倭姬命世記と偽造せし後も、猶其本名は失ひ果ず、卷尾に太神宮本記下の六字を遺し、文治元年記には「内外兩宮御倉、藏、神祇本記上下、寶基本記、大田命訓傳各一卷、代々本系等、于時有子細而奉藏、調御倉、神躰假櫃也、光晴神主奉行也」と云ひ、弘安八年行忠神主の撰せし神名秘書には、「太神宮神祇本記下曰倭姬命世記曰」と云ひて引用し、又神宮神祇本記下とも、又神宮本記とも、又本記とも云ひて引けり、永仁四年の皇字沙汰文にも、神宮本記又神代本記又太神宮本記と稱し、正安四年行忠神主注文には、大神宮本記下云といひて引載し、

文保元年家行神主の撰なる神道簡要には、神代本紀曰（號倭姫命世記）と云て引用し、文明三年の元長參詣記にも、神代本紀曰とて引きたり、此等は世記に譌作せし後も猶本名を存して呼へる明証なり、然て其偽造世記の原本は、文治元年調御倉神鉢の假櫃に藏したるに、外宮慶長引附に載たる慶長四年十月一日亥尅御倉焼亡に鳥有となりぬらむ、今其舊本存する事なし、先是大治四年に權禰宜雅晴の書寫せし本を以て元中四年に禰宜章尙神主の書寫せし本の在たるに、それだに其檜垣家衰廢して承傳せず、惣て外宮神官の家には傳來する者無かりきとそ、其頃内宮には、五禰宜菌田守清神主の家に所藏せり、然りと雖も秘して人に許借せず、寶永御樋代御再興記に云く「倭姫世記と申書先年之大火事に山田中世記燒失にて、宇治に所持有る旨傳承し、色々懇望仕候へ共于今借不申候」と云ひ、又倭姫命世記講述抄に云く「何れの時よりか外宮には是書なくして、内宮禰宜菌田守清か家に在といへとも、邪秘して外宮神人等に借ことを許さず、寛文二年内宮祠部と伊雜宮神人等と爭論の事ありて天裁に及の時、守清秘藏の世記を隨へて上洛し、其時の執事甘露寺某卿の一閱に供す」と見えたり、然れは寛文二年伊雜宮沙汰文に引用せるは、かの守清家の秘本なるべし、然て後世上に流布せし事は、河崎延貞神主蟄居紀談云、「倭姫命世記應仁文明の頃の兵亂にや絶けむ、神宮に傳らず、寛文九年正遷宮あり、因之御樋代尙望の爲に僕神宮惣代として江戸へ下りけり、在府の内神道者吉川惟足と度々

參會せし時、保科肥後守殿伊勢三部の秘記御覽有度旨惟足を以仰聞らるゝにつき、其古書を御覽入倭姫世記を肥後守殿有之由聞及ぶ故、惟足以借り度しと願ふの處、拜借を得て心靜に寫せり、今の世記の奥書に、加茂縣主保可と有る本は即肥後守殿より出し本なり」と云ひ、又、出口延佳神主の校訂本の跋に云く、「倭姫命世記者太神宮神祇本記下卷、度會二門之祖二所太神宮大神主御氣之筆作、同四門外宮、禰宜五月麻呂之集撰之由也、爰近代度會神主等紛失之、而猶內宮荒木田神主等雖相傳之、邪秘而不免他見絶希望之處、神慮令然歎、古本在京都不意書寫之、仍拜覽之、則有誤字闕字、剩有落行之間、古記中往々所引用之以倭姫命世記文、按合之、正誤字入闕字、補落行、加古點、猶有不審期正本一見之節云爾、寛文九年己酉九月一日、度會四門神主延佳謹識」とあり、延貞は江府にして寫し、延佳は京師にして得たりと雖も、共に加茂保可縣主藏本の轉寫本なり、併二百年許も絶て无かりし者の、同じ寛文九年に二所より出現せしは奇と謂ふへし、其翌年黒瀬益弘神主も亦江戸にして書寫し來れり、其本の跋に云く、「右一卷以服部安休（吉川惟足高弟、奥州會津若松城主保科肥後守源正之公家臣）之本書寫于東武之旅亭一按畢、寛文十年庚戌十月日、度會神主益弘」とあり、是亦延貞書寫の本と同じ元本なり、其後寛文十二年に龍瀬近も校訂本を作る、其跋に云く「嘗聞倭姫命世記者而所喜見者、多年需諸故家而函底充蠹魚、搜諸神館而庫裡荒鼠、或似

レ是而非者、或謂レ詳ト略者、終不見ニ好本ニ焉、屬日不意遇ニ這書ニ慶幸不可言、然者異本之紛紜而傳寫者憂レ之、豫校ニ讐數本ニ尙且考ニ正之神宮秘書中所引之文書以粗加點、庶乎傳ニ于无窮ニ矣、於下其難ニ決了ニ者、俟ニ後君子ニ而已、寛文十二歲次壬子春正月吉旦、龍瀬近謹識」とあり、其本を檢閲するに、是亦加茂本を元として神名秘書・類聚神祇本源・元々集の三部に引載したるを取て訂正せしなる事、延佳檢訂本と大體同趣たるを以て見るへし、從レ其以來衆人競て上件の延貞・延佳・益弘・瀬近四家の本を取て轉寫し、世間に流布せり、今代世記の書數百本ありて各大同小異ありと雖も、元本は此四家より出ざるは無し（但其内延貞・益弘の本は古本のまゝなり、延佳・瀬近の本は訂正本なり、故に世人延佳の校訂せるを喜て轉寫せしことと見えて、今流布する者を視るに、十に八九は延佳本なり、同じ訂正本なから瀬近の本は少し）、然て又中西信慶は貞享四年に世記抄を著し、岡田正利は享保五年に倭姬命世記鈔を作り、喜早清在は享保十九年に倭姬命世記講述抄を撰す、是等の先哲心を此書に盡して再び舊典を世に傳へし事其功偉なるに非や、然れとも文運いまだ普く振はざりしかば、世記は大神宮本記の散片に潤色して後人偽造せし書たる事を知らず、直に五月麻呂等の撰述せる古書と思ひて漫に尊重せしを、圓珠菴契冲阿闍梨は貞享年中既にこれを看破して、中西信慶に偽書たる事を示諭し（此往復の翰牘予所藏せり）、澁川春海は、元祿八年に佛書甚多、習合之書也と谷重遠に批答せし旨秦山集に載

せ、藪田守和卿は享保十五年に神路記を述て習合附會を辨し、五月麻呂の撰に非すと謂へり、又元文元年吉見幸和朝臣は五部書說辨を作てこれを論し、延享三年多田義俊は宮川日記に載てこれを詰る（仍て尾崎雅嘉の群書一覽に此等の説を載て世記を偽書と決定せり）、右三家の論辨實に六百年來の發明たりと雖も、唯其潤色にのみ拘泥して舊辭逸せるが在ることを稽へず、稍く橋村正身神主の神名帳考證再考に云く、「世記の書たる、上古太神宮本記と云古書上下二卷ありて、其上卷を紛失せしかは、殘篇に前後を加筆して後人は是を編述し、倭姬命世記と號す、故に古本の終に太神宮本記下と記せる六字を遺せり、これが加筆を刪去て見る時は、國字遣いにしへに叶ひ、古代の書たること疑ふへからず、其まくら辭に至りては、彌後世の人擬すへきにあらず、具眼のものはおのつから知見すへし、此書を廢して兩宮傳來の事何を以て據とせむ」と説きたるは、寔に始て此書を知り得たりと謂ふへし、其後には本居宣長も破竹辨に、「五部書の中に倭姬命世記のみは、同じ偽書なる内にも決して後世人はえ造るまじき古き事どもあれば、ひたすらには棄かたし、ところどころ眞偽ををらひて取へし」と謂ひて、古事記傳に往々引証し、又平田篤胤は、古史徴に、「倭姬命世記はかく題號けたるは後にて、彼記なる事實ども半すぐるほとは後に次々に書加へたる事どもなれとも、其元本は決なく雄略天皇の御世より以前に記せる書と見ゆ」とさへ謂て、古成文に採用せり、又中川經雅卿は、内宮儀式解に、「倭姬



世記は全信けがたし、古くより傳れるに中世作添たること多くみゆ、もとより傳はりぬるは古傳とみえて取るべき也、中世作り添たる所々は其文拙く、古俗を知る人一度みば、古代のまゝなると中世の偽造との分別は速に知察へし」と謂ひ、又富士谷御杖は北邊隨筆に、「倭姫命世記はよに信せぬもの也、その信せぬゆゑは云々の詞あるか故也、予おもふに天皇即位廿三年以下卷尾までは後人の加へたる物なることしるし、こゝより上の文氣は上代のすがたにて、此以下の如くあさましきことなし、云云などある、後人の所爲疑なき證なり、又始の程も後人のそへたるにこそとおぼしきは、卷首より云云といふまで也、かゝる所々はみゆれど、此中間の文氣は後人の所爲の及びがたき所あるが上に、云云のこと此世記なかりせば何によりてか云々の故を知らむ、此故に予は云々より以下云々といふまでをば信すべしとはおぼゆる也」と論辯せり、又橘守部は稜威道別に、「倭姫命世記、此書もとは倭姫命の天照太御神をこゝかしこ率て奉り給ひし間の事に記したる古書の殘篇ありけるを、始め終りに後人加筆して汚したる處多かり、されど四十葉ばかりの内二十葉あまりは舊の古書も存たり、其文をみるに、字の居ざまなどは古からねと、言の古雅なること指て折つべき物にして、又引用ふべきこともこれかれあるべし」と沙汰せり、然て又伴信友は世記考を注して古文を主張し、益谷末壽は倭姫命世記古文訓點を撰して追加を棄捐す、如是近世博識の先達等世記を廢しかたき者とすなるは、太神宮本記

の逸文なればなり（然るを足代弘訓神主の外宮論辯、又橋村正兌神主の外宮儀式解等に、世記を大同元年の神事供奉本記の殘篇なりとあるは、彼本記の文の此本記に似たるか故なり、是説はもと龜田末雅神主の謂ひ出たる説にして、本末を辨へぬ謬説なり、二神主の信從せるは龜瀨と謂へし、大同の本記は此書に據りて抄録せしものなれば、彼の此に似たるは勿論なり、前田夏蔭の稻荷神社考にも、島國伊雜の鶴の條を引て云らく、世記後人の作る書なから、大同本記のまゝなりとおほしき文多ければ、此には略記せり、など注せしも同じ謬説を承けたるものなり、信して扈從すべからず、故に今其舊章の脱誤を校訂し、事跡を研究し、後に潤色せる文辭の出自を辯明して刪去し、偽造せざりし上古に復して大神宮本記と稱す、其攷證數年にして稍く稿を脱するが故に、分ちて七卷と成し、名つけて歸正鈔と題す。

此書を校訂せむと欲て諸家の世記數本を檢閲するに、上件に辨する如く皆延貞・延佳・益弘・瀨近の四家の本を轉寫せるものみにて、寛文以前の本、世に在ること無し、かの講述抄に所謂の藪田守清の本は、彼家絶て今其所在を知らず、然るに一本甚省略せし本の大倭姬命世記と表題せるものあり、其本は講述抄に、「常明寺の住僧祐海と云者神書を好み、世記の傳はらざることを歎て、諸書に據用る所の世記の文を拾ひ、年紀を追て之を綴り、一書を成す事あり、然れども善本出るの後其書烏有す」

と載たる祐海の編集本ならむ、神名秘書・神祇本源・元々集の三部より抄出せしにて、此れのみは寛文以前のものなり、其外に以<sup>テ</sup>鎌倉金澤文庫本<sup>ノ</sup>令<sup>ニ</sup>一校<sup>ニ</sup>畢<sup>ス</sup>又は神祇管領長上從二位卜部朝臣判など跋書したる本、又は山崎敬嘉の校合本などもあれど、猶延佳・熙近の校本を元とし、微く私意を加へて書改めしまでなれば、取用するに足らず、然れば世間に世記數百本あれども、悉く右の四家の本の外に出たるは無く、其四家の本は、加茂岡本氏藏本の轉寫なり、信慶の世記抄に、山城加茂の禰宜岡本宮内本より今天下に流布すといへるが如し、然るを以て見れば、天下に盈滿せる世記の原本は岡本氏の一本なり、益弘本の跋に、右一卷以<sup>テ</sup>所持之古本<sup>ヲ</sup>書<sup>キ</sup>寫<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>令<sup>ニ</sup>再校<sup>ニ</sup>畢<sup>ス</sup>、寛文三<sup>己</sup>曆正月廿一日、賀茂社岡本宮内少輔保可とあり、依て京師の知音に由を告て、今猶岡本氏の古本有りや無しや探索することあり、然るに粟田青蓮院宮の御内なる進藤加賀守爲周朝臣、彼上賀茂の社家岡本氏の縁者たるに因て、其家の藏書中より覓出して許借せられき、多年懇望の舊本を親く披閱することを得て喜悅喩を取るに物なし、於是其本を影寫し、原本として、寛文以後轉寫校訂の本は棄て顧みず、三百年上の古書に引用せるもの十三四部を以て比照し、詳に其書目を表て異同を注す、此書を引載せる古書の目次

(一) 神名秘書 弘安八年十二月行忠神主撰 此書には大神宮神祇本記下曰・倭姬命世記曰といひて引用す、又神宮神祇本記下ともあり、又神宮本記とも又本記とも又倭姬世記とも云へり

(二) 皇字沙汰文 永仁四年同五年二宮禰宜問答狀 此狀中には太神宮本記とも倭姫皇女世記とも又は神代本記とも神祇本記とも云へり

(三) 正安四年四月十三日行忠神主注文 外宮引付所載 此注文には太神宮本記下と云て引用す

(四) 神道簡要 文保元年八月家行神主撰 此書には神代本記曰號倭姫命世記と云て引用せり

(五) 類聚神祇本源 元應二年正月家行神主撰 此書には倭姫命世記曰とも又世記曰とも云て引用す

(六) 高宮盜人闖入恠異記 元應二年十二月勘文 此書には倭姫命世記曰とも倭姫世記曰とも云て引用せり

(七) 神祇秘鈔 元徳二年五月家行神主抄録 此書には倭姫命世記曰とも神代本記曰とも云て引用す

(八) 瑚璉集 延元二年九月家行神主撰 此書には倭姫命世記曰又倭姫世記とも云て引用す

(九) 元々集 北畠權大納言親房卿撰 此集は倭姫命世記曰とも又世記曰とも云て引用せらる

(十) 御鎮座本縁 跋に仁和三丁未八月とあれと偽妄なり、南北朝時代の撰なり、此書には倭姫世記曰と云て引用せり

(十一) 石屋本縁 撰者不詳、南北朝頃の撰なり、此書には倭姫世記曰と云て引用す

(十二) 舊事本紀玄義 僧慈遍撰 元和二年常良神主の序あり、此書には倭姫世記又倭姫世紀又世紀

とも云て引用せり

(十三)大元神一秘書 撰者未詳南北朝時代の撰 此書には太神宮神祇本紀下曰と云て引用す

(十四)元長參詣記 文明三年同十三年の撰二部あり、二記共に倭姫命世記曰、又神代本記曰とも云て引用せり

(十五)二所天照皇太神遷幸時代抄 此書、元々集の板本卷八に繕めたるには、寶龜二年阿倍志斐連東人の跋あれど後人の妄作なり、明應三年の寫本にはあることなし、然して此抄は世記を鈔録して圖繪と裏書とを増加せしものなり

(十六)麗氣記卷五 神天上地下次第 此書僧空海が撰なりといへと偽妄なり、時代抄を取て文を作せしものにて、是亦世記の鈔録なり

此餘にも猶在るべけれど、管見せざればこれを載せず。

凡て太神宮本記の全書たりし時の體裁を按るに、假令は皇太神御鎮坐本記・皇太神朝御饌夕御饌供奉本記・神那度會多氣飯野三箇郡本記など、若干條にも條を分て書記せし者なりけむ、其趣粗此逸文の勢に見えたり、大同元年二宮供奉神事上代本記は、此本記に據て修撰せし者なる故に、事を拾肆箇條に分て注せる旨、皇字沙汰文に引載せる文を以て推知せらる、然ればこそ後に御鎮坐本記の條目を竊

て、豊受皇太神御鎮坐本紀の偽書を作り、御饌供奉本記の條の全文は大同本記の缺文に逸し、神郡本記の條は内宮儀式帳の加筆に遺存せしならめ、其餘事蹟の證すべき者猶在るべし、抑此世記に作り成したる殘篇は、即御鎮坐本記と御饌供奉本記との二條あるべし、委くは其各條の下に辨ず。

文治元年記に所謂の調御倉に秘藏する神籍十二卷の内、太神宮神祇本記等の四部は、六十未滿以前、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>披見<sub>ニ</sub>と制禁し、又皇字沙汰文所載の永仁四年十一月外宮使雅見申狀に、神代本記以下往昔古書等、神宮第一之舊典朝家無雙之奧儀也、雖<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>祠官<sub>一</sub>非<sub>ニ</sub>其仁<sub>一</sub>、今不<sub>レ</sub>披見<sub>ニ</sub>、雖<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>氏人<sub>一</sub>非<sub>ニ</sub>其器<sub>一</sub>、今猥不<sub>レ</sub>授<sub>レ</sub>之、因<sub>レ</sub>茲納<sub>ニ</sub>于神庫<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>比<sub>ニ</sub>神寶<sub>一</sub>と謂へり、然ばかり先輩は尊崇して、其眞贋など論ずることばなかりつるに、近世に及では其仁に非る人等の此書を評せし論說既に上件に擧ぐ、今亦其器に非ず微躬を以て駁辯刪正すること憚なきにあらねど、争で神朝の典故を正實に復したき忠願よりして累年勤苦なす所なり、妄に虚偽を飾て後生を眩惑すると其罪何れか重かるらむ、尊神冥に判定なし賜はま

于時元治二年乙丑正月五日

御巫内人 石部清直識